○第二種貯蔵所設置届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第１７条の２第１項　　一般則第２５条
　　液石則第２６条

適　　用

①　第一種ガス（不活性ガス）にあっては、容積３００m3、(液化ガスの場合は３トン）以上容積３，０００m3（液化ガスの場合は３０トン）未満貯蔵する場合
②　第二種ガス（不活性以外のガス（第三種ガスを除く。））にあっては、容積３００m3（液化ガスの場合は３トン）以上容積１，０００m3（液化ガスの場合は１０トン）未満貯蔵する場合
③　第二種貯蔵所の貯蔵量が、第一種貯蔵所の貯蔵量に変更となったとき。
（注１）液化ガスについては、液化ガス１０ｋｇを容積１m3に換算する。
（法第１６条第３項）
（注２）現時点では、危険性の高い第三種ガスとして定められているものはない。
※　高圧ガス保安法施行令第５条

必要書類

１．第二種貯蔵所設置届書
（一般則様式第９、液石則様式第９）
２．貯蔵の目的を記載した書面
３．法第１８条第２項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
４．移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
５．貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
（添付すべき書面及び図面）
（１）事業所全体平面図
（２）貯蔵設備等のフローシート又は配管図
（３）高圧ガス貯蔵所配置図
（４）機器等一覧表
（５）貯蔵能力の計算書
（６）貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項
（大臣認定品にあっては、認定試験者試験等成績書）の写し
（７）耐震設計構造物に係る計算書
（８）貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
６．上記（１）～（８）に掲げるもののほか、貯蔵所に応じて、法第１６条第２項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
７．（適 用③の場合）第一種貯蔵所の廃止届書
８．法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
９．届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）